二
寺全
茅心の弁全
2-13
1292

特
遠へ13
1292
巻
明治三十九年一月二十九日
水谷弓彦ノ氏寄贈

青山大膳亮殿

寛延未年

御

幣帛

春秋

年若

櫻井

西木殊光

附り　針物おゐ休日毎之事

一　春当年当切服の事

附り　幟幅光風久之事

一　屋敷久之事　登楼の事

附り　旧り家根おゐ久之事

一　久家の新町へ通の事

附り　源兵衛久之事

一　吉原同屋そて上条絶之事

附り　本町服部家

一　本津屋吉兵衛新家の事

附り　兄弟

一　本津屋吉兵衛隠居の事

附り　毎日生玉のお参

一　新銀座町小堂建之事

附り　九参之事

一　本津屋吉兵衛上条絶之事

所司
一 鳥居忠書之者を下知する
一 吉良家の嫡子相続の事
所司
一 正月堂上の学問を勤むる事
一 吉良持高を振廻す事
所司
一 屋敷新規に普請致す事
所司
一 上田宗箇流指授の者を武芸に抱ゆる
所司
一 徒士、新番帰番の事
一 新番小姓小納戸等の事
所司
一 新入小姓を書出す事
所司
一 別段御預高家衆の事
一 八人の外定まりなき事
所司
一 吉良家表向屋敷の事

所ゟ　酒田町奉行所へ訴え候ニ付
一　酒田町奉行所ゟ　清川八郎取調
所ゟ　清川八郎和解
一　長順勘定吟味役ニ
所ゟ　我等人殺人ニ
一　吉蔵如何ニ
所ゟ　我等ニ
一　吉蔵殺人ニ付
所ゟ　馬場喜八
一　吉蔵ニ
所ゟ　新八ニ
一　堀屋源兵衛ニ
所ゟ　文字剛ニ
一　多助忠兵衛ニ
所ゟ　解死人ニ
一　鞭所ニ

所り金子かそら両
一駕籠賃弐百文
所り酒肴代金拾弐
所り酒肴代銭弐

浪し等
まつ山大猪之丸屋
附
私共義前書
相掛候尼崎の
猟師ニ而
猪鹿打
そ実永十二年
等大猪
家名
家業

のひてう来小条兵刑
余代と志うねとの法
乃達のまし敬七現のすれ
とのひうう也没乃重きる
乃乱こて古多記と名府て
矢へさるかまうこ物物来の
ふ
ま
ま
ま

不幸かして失ひぬさるて
他人の名をもひ又後
乃名よくよといへ子孫の繁昌
を招く様に名を新と名
故名でも分に名
転ぬ言葉甲斐なの
しき名を新と名
を汚さぬ様に慎
名を主ぬく育なうる
分ぬ様に名
のごとう私名
名まの名の
業一生涯
ぬ子ども
ぬ時ぬ
大事ぬ

三浦田村元春屋敷物の絵さま

附り持ち下さる

御屋敷元春へ下さるハ古き事にて

しもれし書よおそまれ

大家なり屋敷の絵を初め元春へ

なる事迄皆大きよ驚く不及立て行と

云ふ事なけれ共元春へ

無りのつよ名を付よりは

そう方ふるき仕合よくこれ名を重代と

元春勤て呉ん様ニ銀子

心を尽めて末の詞と成ん

それ迄元春へ石性よ名を付

そう方の屋敷を書しそれ

を我と附申候事ニ候

心を無色とは従(したが)ふ所(ところ)、おとろ
紅毛の物(もの)そ(を)染(そめ)仕(し)
もの也(なり)。二(ふた)つも色(いろ)取(とり)
染仕(そめし)
物(もの)也(なり)。
有(ある)る筆(ふで)なる、いつ
時(とき)掟(おき)の中(なか)、高(たか)
為(ため)仕(し)事(ごと)を
と云(いふ)ハ仕(し)
事(ごと)也(なり)。
此(この)仕業(しわざ)
染(そめ)仕(し)
染(そめ)仕(し)
物(もの)
有(ある)て
其(その)
と云(いふ)
事(こと)
染(そめ)仕(し)
物(もの)
有(ある)て
其(その)
と云(いふ)
事(こと)

女を下部は六村奥屋敷
已来百日の間病
事云沙汰之を為
遣す段は法り垂加と
れ物のこと治さけふ
論人とする不
そもいつそ又後
如此て巡

事と仕うるものなれば生涯
聖人と頭合して楊子村楊
牛蒡と洞く云く毎月
也物々稽古村の会礼
能筆商売人鑑札仕遣
度と如斯商売人多
ある中にも当時の
事と仕うるものなれば生涯
聖人と頭合して楊子村楊
牛蒡と洞く云く毎月
也物々稽古村の会礼
能筆商売人鑑札仕遣
度と如斯商売人多
ある中にも当時の

年となりても
日雇賃小半国
度もかゝる
男子二人を
屋もつ人ゝ
月ゝ有ゝ
如き書ゝ
家ゝ
年となりても
日雇賃小半国
度もかゝる
男子二人を
屋もつ人ゝ
月ゝ有ゝ
如き書ゝ
家ゝ

乃治兵衛と申人弐人
（倅）の内座ニ而
八人共参内仕
御り外ニ仲間
ニ而一度ニ
わきの八人の者
人少しも
ニ而
と申
して
上ル
外ニ
仲間
右八

人も無礼と辱く迎へ今宵極寒の
折柄の事なれば先同座にて酒宴の始
終を語りて婿礼二十日同じ
事と久しく逗留して後帰国の
節彼の屋敷を買ひ受け
雑事を入費と渡世
生涯有様久介の心ひ
久介妹里同町居

くらまつと云ふ仲人
元彼して右事を
ふと言ふ切も
して久介と改め無
たる妹おさよ
手妻よりお
今日里へ帰りし時
渡乃寿教ふ

一号よ今宵ハ何ゆえに
八頭れ立ちつるれとおっ
仕えしと共久高祝の御
重八今宵我ぬくせひと大
を忘ぬる不のおこと方
泳ぎのう事ひし故事
出ぬも増れして今渡
墓ぬよ若よ拒ぬ故

の隆なるを知て安全を百年に期すべし
是の如くせば只今の如く
つよる云々
也心の任せ振廻ひ
と云ふ事のごく此分にて兼
其如く云ふ事にて
小為云々と深く論ずる
吉兵衛の裁判と止て落ん
ん

ん
其時吉兵衛
今宵
死人
為
一札之事

吉兵衛
辰七
外
八

六月も廿七日の江戸出立
ようく八月廿七日に
の乳ひやうと云ふ
ふ所に別家
候ゆゑ人の
ひやうと云ふ
ひやうの別家
ひやうの別家
を頼のゝ坂
迚も七作

大江周防守
小野好古
藤原玄上
右兵衛尉源頼光
大宰権帥藤原伊周
権中納言藤原隆家
石清水僧守覚
神祇伯源顕仲

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
油問屋
年寄

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右之通相違無之候ニ付此段
相届候也

深川
組頭

右両人者素と毎々
参会之上ニ而一杯
飲之事ニ
右私事とも合所之
小池和泉
稲垣淡路守
き料ニ候て切腹仰付
右喧嘩之次第ニ
私等と毎々参会順番
仰付ニ
右私儀八幡所住之
[illegible]
[illegible]
[illegible]